

ID: 175

担当部署: 地域整備課

処分の概要	高額所得者に対する家賃の徴収		
例規名 根拠条項	大河原町営住宅条例 第34条第1項		
例規番号	平成9年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第34条の規定による。</p> <p>(高額所得者に対する家賃等)</p> <p>第34条 第30条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は第15条第1項及び第32条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に町営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。</p> <p>2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が、同項の期限が到来しても町営住宅を明け渡さない場合には、町長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該町営住宅の明け渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、町長が定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>3 第17条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第18条及び第19条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日